

第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における 認知症対応型共同生活介護の整備床数変更について(概要)

1 第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)整備計画

第7期末 定員数(床数)	72床整備	第8期末 定員数(床数)見込み
1,352		1,424

※整備に当たっては、現行のグループホームにおいて**定員が18人(2ユニット)に満たない施設の増床を優先して整備を行う**ことで、グループホームの安定した運営を図ります。

2 増床希望調査の結果

【調査結果】 20施設に調査を行ったところ、計画数を4床上回る増床希望がありました。

整備床数	1床	3床	9床	12床	計 76床
施設数	1施設	3施設	6施設	1施設	計 11施設

3 第8期計画における整備床数の変更について

今後ますます増加する認知症高齢者やその家族への支援の必要性を踏まえ、この度の調査で整備希望のあった**76床全てを整備することにより、認知症高齢者の介護について実績のある施設を拡大し、高齢者福祉の向上を図るため、**計画における整備床数を変更することといたしました。

◆整備床数変更の流れ

※市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

- ① 旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議
令和3年度第1回(令和3年8月26日～9月17日書面開催)
事務局提案の承認を受けた。
- ② 北海道の意見の聴取(介護保険法第117条第12項 ※)
令和3年10月13日付け上保社第3502号により承認を受けた。
- ③ 第8期計画の変更

4 第8期計画の変更による影響

第8期介護保険料への影響

整備床数(定員数)が4床増えることによる介護給付費への影響は、保険料基準月額で見ると、最大で9円の上昇となりますが、保険料基準月額は、準備基金取崩額を増額することにより、変更はありません。

	変更前	変更後
保険料基準額(月額)	6,190	6,190
準備基金取崩額の影響額	190	199
準備基金取崩額	700,000,000	730,000,000